

## 処 分 基 準

B - e - 29 の 1  
令和元年 10 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 104 条の 2 の 3 第 1 項
処 分 の 概 要：運転免許の効力の停止
原権者（委任先）：愛知県公安委員会（愛知県警察本部長）
法 令 の 定 め： 道路交通法第 102 条第 1 項から第 4 項まで（臨時適性検査） 道路交通法第 103 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 又は第 3 号（免許の取消し、停止等） 道路交通法第 114 条の 2（公安委員会の事務の委任） 道路交通法施行令第 39 条の 2 第 1 項（臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等） 愛知県道路交通法施行細則第 15 条の 2（警察本部長に委任する事務）
処 分 基 準：自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、一定の病気等に該当する疑いがあると認められるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときの免許の効力の停止の期間は、処分の日から、臨時適性検査又は診断書提出命令を行ったとした場合において、当該臨時適性検査又は診断書提出命令の結果を踏まえ、公安委員会が処分の決定をすることができるようになるまでに要すると見込まれる期間を基準として定める。
問 い 合 わ せ 先： 警察本部運転免許課運転者管理室（聴聞） （電話 052-951-1611 内線 781-244）
備 考：